議案第200号

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営自転車等駐車場条例(平成13年さいたま市条例第208号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
さいたま市営高砂第	さいたま市浦和区 <u>岸町</u>
1 自転車駐車場	4丁目213番地10
さいたま市営高砂第	さいたま市浦和区 <u>高砂</u>
2 自転車駐車場	1丁目189番地1
[略]	

改正後

別表第2(第3条関係)

駐車場名	利用時間
[略]	終日
[略]	
さいたま市営大栄橋錦町自転	午前4時から
車駐車場	翌日の午前1
さいたま市営大宮駅東口大門	時45分まで
町自転車駐車場	
さいたま市営大宮駅西口桜木	
町自転車駐車場	
さいたま市営大宮駅西口自転	
車駐車場	

別表第1 (第2条関係)

名称	位置				
さいたま市営高砂第	さいたま市浦和区高砂				
1自転車駐車場	1丁目197番地				
さいたま市営高砂第	さいたま市浦和区 <u>高砂</u>				
2 自転車駐車場	1丁目197番地				
[略]					

改正前

別表第2(第3条関係)

駐車場名	利用時間
[略]さいたま市営高砂第2自転車駐車場[略]	終日
さいたま市営大栄橋錦町自転 車駐車場 さいたま市営大宮駅東口大門 町自転車駐車場 さいたま市営大宮駅西口桜木 町自転車駐車場 さいたま市営大宮駅西口自転 車駐車場	午前4時から 翌日の午前1 時45分まで

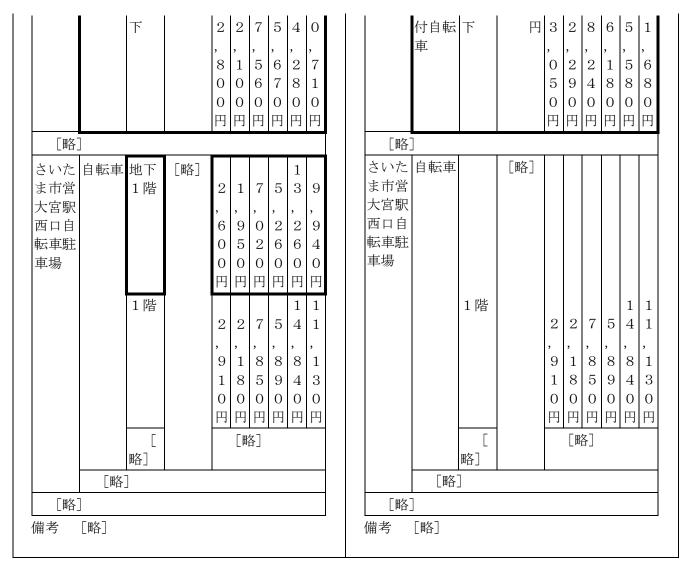
さいたま市営けやきひろば自 転車駐車場 さいたま市営シーノ大宮自転 車駐車場 さいたま市営さいたま新都心 駅東口自転車等駐車場	
さいたま市営高砂第2自転車 駐車場	午前4時10 分から翌日の 午前1時40 分まで
[略]	

駐車場	利用車	階層		利用料金					
名	種	等	一時利		1月利用		3月		月
			用(1	利			利用		用
			回)	かた	学生	か几	学	か几	学生
ナハナ	力起去		Гш⁄гЛ	般	土	般	生	般	生
さいた ま市営	自転車		[略]						
高砂第									
1自転									
車駐車									
場									
		1階						1	1
		(高		2	2	7	5	1 4	1 0
		架下		,	,	,	,	,	,
)		8	1	5	6	2	7
				0	0	6	7	8	1 0
				円	円	円	円	円	円
		[[略	各]			
		略]							
	原動機	[#	各]						
	付自転								
	車 <u>・小</u> 型自動								
	二輪車								
さいた	自転車	1階	1 3 0					1	1
ま市営			円	2	2	7	5	4	1
高砂第 2 自転				, 9	, 1	, 8	, 8	, 8	, 1
∠日転 車駐車				9	1 8	5	9	4	1 3
場				0	0	0	0	0	0
				円	円	円	円	円	円
		高架						1	1
	- '	-	-	-					

さいたま市営けやきひろば自 転車駐車場 さいたま市営シーノ大宮自転 車駐車場 さいたま市営さいたま新都心 駅東口自転車等駐車場

別表第3(第8条、第16条関係)

	利用車	階層			利	用制	钟金	È		
名	種	等	一時 用(1 利	月 用	3月 利用		6 利	
			回)		一般	学生	一般	学 生	一般	学生
さま高の 1 車駐 場	自転車	屋外	[略		2 , 8 0 円	2 , 1 0 円	7 ,5 6 0 円	5 ,670円	1 4 , 2 8 0 円	1 0 , 7 1 0 円
		1階 (高 架下)		'	2 , 8 0 円	2 , 1 0 円	7 , 5 6 0 円	5 , 6 7 0 円	1 4 , 2 8 0 円	1 0 , 7 1 0 円
	原動機付自転車	略]	<u></u> 各]							
さま高の1 主転 事場	自転車	高架下	11	0円	2 , 3 5 0 円	1 , 7 6 0 円	6 ,3 4 0 円	4 , 7 5 0 円	1 1 , 9 8 0 円	8 , 9 8 0 円
	原動機	高架	1 4	О					1	1



附則

(施行期日)

1 この条例中別表第3さいたま市営高砂第1自転車駐車場の項の改正(「原動機付 自転車」の次に「・小型自動二輪車」を加える部分に限る。)及び同表さいたま市 営大宮駅西口自転車駐車場の項の改正は平成27年1月1日から、その他の改正及 び次項の規定は同年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市営自転車等駐車場条例別表第3さいたま市営 高砂第1自転車駐車場の部自転車の項及びさいたま市営高砂第2自転車駐車場の項 の規定は、平成27年3月20日のさいたま市営自転車等駐車場(以下「駐車場」 という。)の利用時間の開始時(利用時間を終日とする駐車場にあっては、同日の 午前4時。以下「施行日利用時間開始時」という。)以後の許可に係る利用料金に ついて適用し、施行日利用時間開始時前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。